

居宅介護支援事業所 はなてまり

重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。

(茨城県指定 第 0871200440 号)

有限会社 凜 成

重要事項説明書

◎私たち(事業者)の概要は次のとおりです。

事業所名	居宅介護支援事業所 はなてまり
法人名	有限会社 凜成
所在地	〒313-0106 茨城県常陸太田市下利員町1262番地の1
電話番号	0294-76-4777
Fax番号	0294-76-0821
営業日	月～金曜日(年末年始 12/30～1/3 お盆の概ね3日間を除く)
営業時間	9:00～17:00
通常の事業の実施地域	常陸太田市内、常陸大宮市内、那珂市内、日立市内、大子町
市指定年月日	令和 6年 2月 2日
市指定(更新)年月日	令和 12年 2月 2日
お宅に伺う概ねの頻度 少なくとも月1回以上の訪問を実施	

【介護支援専門員の勤務体制】

介護支援専門員氏名	職種	常勤・非常勤の別		専従・兼務の別		兼務する場合 兼務する職種
		常勤	非常勤	専従	兼務	
タドコロ ナオコ	管理者	○			○	介護支援専門員
田所 直子						
アイザワ ノリコ	介護支援専門員		○	○		
曾澤 範子						

◎私たち(事業者)があなたに提供するサービスの概要は次のとおりです。

1 提供するサービスの内容

あなたに提供するサービスの内容は、居宅介護支援です。

「居宅介護支援」とは、介護保険法に定める介護サービスを提供するに先立って、あなたの心身の状況を把握し、その結果とあなたの希望に基づいて、あなたができる限り自立した生活を送ることができるよう、介護サービスを提供するための計画(居宅サービス計画)を作成し、この計画に従って現実に適切かつ滞りなくサービスが提供できるよう、介護サービスを提供する事業者と連絡や調整をおこなうとともに、これらの経過を継続的に管理する業務を行います。

具体的には、次あげる業務を行います。

【業務の概要】

- (1) あなたのお宅を訪問し、あなたの心身の状態を適切な方法により調査します。
- (2) 調査した結果と、あなた自身やご家族様の希望を踏まえ、介護サービスを適切に提供するための計画(居宅サービス計画)をお作りします。
- (3) 介護サービスの提供の状況や、あなたの心身の状態やご家族様の環境について、居宅サービス計画作成後も、継続的に把握、管理します。
- (4) 私たちのみならず、介護サービスを提供する事業者についての相談・苦情の窓口となり、問題を解決します。
- (5) あなたの要介護(要支援)認定の申請についてお手伝いします。
- (6) あなたが介護保険施設に入所を希望される場合、情報提供等必要な支援を致します。

なお、居宅介護支援をあなたに提供するにあたっては、次の事項を守ります。

4 サービスの利用にあたってご注意いただきたいこと

- (1) 私たちの作成した計画にないサービスを利用する場合や、計画に盛り込んだサービスを利用しない場合は、あなたの負担額が変わることがありますので、できるだけ早めにご連絡ください。
- (2) 私たちの提供するサービスだけでなく、他の居宅サービスについての苦情や相談があればご遠慮なくお話しください。

相談窓口・・・居宅介護支援事業所はなてまり

担当者・・・管理者 田所 直子

電話番号・・・0294-76-4777

時間・・・午前9時00分から午後5時00分まで

【公的機関受付電話番号】

- | | |
|-------------------|--------------|
| ・日立市保健福祉部 介護保険課 | 0294-22-3111 |
| ・常陸太田市福祉事務所高齢福祉課 | 0294-72-3111 |
| ・常陸大宮市保険福祉部 介護高齢課 | 0295-52-1111 |
| ・茨城県国民健康保険団体連合会 | 029-301-1550 |

その他、あなたがお住まいの地域の保健福祉センター、区役所 健康福祉課でも受け付けております。

- 5 当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況について別紙2の通りです。

6 感染症対策の強化

感染症の予防及びまん延防止に努め、感染防止に関する会議等においてその対策を協議し、対応指針等を作成します。また研修会や訓練を実施し、感染対策の資質向上に努めます。

7 業務継続計画(BCP)の策定

事業所は、感染症や自然災害が発生した場合でも、利用者が継続して指定居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施します。

8 虐待の防止に関する事項

事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の発生又は再発を防止するため次の措置を講ずるものとします。

- ・虐待防止の為の対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について職員に周知徹底を図ります。
- ・虐待を防止する為の従業員に対する定期的な研修の実施をします。
- ・事業所における虐待防止のための指針を整備します。
- ・虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者の設置をします。

9 身体拘束等の適正化

原則として、身体拘束及びその他の行動を制限する行為を禁止します。

やむを得ず身体拘束を行う場合には、「切迫性」「非代替性」「一時性」の3要件を全て満たす必要があり、その場合であっても身体拘束を行う判断は組織的かつ慎重に行います。

また、やむを得ず身体拘束を行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録を行います。